

ドイツ法における報告義務と顛末報告義務（4・完）

——他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務の手がかりを求めて——

岩 藤 美 智 子

[目次]

- I 序言
- II BGBの規定状況と基礎にある考え方
 - 1. 序論
 - 2. BGB成立までの議論状況
 - 3. 小括（以上327号）
- III ドイツ法における学説と裁判例の展開
 - 1. 学説における報告義務と顛末報告義務の内容と機能の理解（以上328号）
 - 2. 裁判例における報告義務と顛末報告義務の妥当範囲の拡張と要件
 - (1) 序論
 - (2) 広義の「他人の事務を処理する法律関係」への顛末報告義務の拡張
 - (3) 報告義務の拡張とその要件（以上331号）
 - (4) 報告義務と顛末報告義務の具体的要件と存否判断の規律
 - (5) 小括
 - IV ドイツ法のまとめと日本法への手がかり（以上本号）

III ドイツ法における学説と裁判例の展開

2. 裁判例における報告義務と顛末報告義務の妥当範囲の拡張と要件

(4) 報告義務と顛末報告義務の具体的要件と存否判断の規律

① 権利者の帰責性のない情報不保有

権利者による義務者に対する情報請求が、信義則に基づいて認められるためには、両者の間に特別の法律関係があることを前提として、さらに、権利者が情報を有していないことについて帰責性のないことが要件とされる。

(3) でみてきたように、判例の定式によると、権利者の帰責性のない情報不

保有は、当事者間の法律関係の「本質（Wesen）」に基づくものでなければならない。その一方で、裁判例においては、一定の請求権（主請求）の発生を基礎づける事実があることによって、当事者間の法律関係が構成される場合についても、報告義務が認められるに至っている。このような状況の下では、法律関係の「本質」とは、特定の類型の法律関係における本来的な性質を意味するものであるとの理解⁽¹²¹⁾は、維持することができず、これは、個別具体的な法律関係の特色を意味するものであるとの理解が、一般的なものとなった⁽¹²²⁾。

その結果、権利者の帰責性のない情報不保有という要件は、具体的な局面において、個別の事情を顧慮して、その成否が判断されることとなり、法定のものも含めて、報告義務の具体的な要件として、とりわけ、主請求を準備するために情報の提供が求められる場合について、一般的に妥当し得るものとなった⁽¹²³⁾。

以下では、代表的な裁判例を挙げて、権利者の帰責性のない情報不保有に関する一般的な規律を明らかにした上で、他人の事務を処理する法律関係についての判例の立場を検討することとする。

(a) 主請求準備のための報告義務についての一般的な規律

原則として、義務者による権利者に対する情報の提供が要請されるのは、権利者が、当該情報を有していない場合に限られる。権利者は、義務者から与えられたのであれ、他から入手したのであれ、必要な情報を既に有している場合には、さらなる情報取得利益（Informationsinteresse）を欠いているのが一般的だからである⁽¹²⁴⁾。

具体的な局面において、報告義務（ないし、報告請求権）が認められるためには、さらに、権利者が必要な情報を有していないことについて帰責性のないことが要件とされる。そして、確立した判例によると、この要件が満たされるためには、「権利者が、必要な情報を、期待可能な方法で（auf zumutbare Weise）は、自ら入手できない」のでなければならぬとされる⁽¹²⁵⁾。つまり、権利者は、このような場合に限って、いわば「最後の手段（ultima ratio）」として、義務者に対して情報の提供を求めることが認められるのである（情報請

求権の「補充性の原則（Grundsatz der Subsidiarität）」⁽¹²⁶⁾。

これについて、権利者が手元にある書類を調査するといったことは、当然に期待可能であるとしても⁽¹²⁷⁾、さらに、それを超えて、どこまでの情報収集が期待可能であるのかが問題となる。裁判例においては、検察官による捜査手続の対象となっている義務者の資料が、権利者の閲覧に供されたという事案⁽¹²⁸⁾のように、権利者にとって、情報の入手が比較的容易であり、かつ、確実であると思われる場合に限らず、労働者が労働組合の助力を得れば情報入手が可能であることや⁽¹²⁹⁾、興信所に依頼すれば情報入手が可能であるといったことも理由として⁽¹³⁰⁾、期待可能性を認める判断が示されている⁽¹³¹⁾。

また、現時点では、情報入手のための他の期待可能な方法がない場合であっても、かつてはそれがあり、それにもかかわらず、権利者が、それを用いなかつたという事情があれば、もはや、義務者に対して情報を請求することは認められないとされている⁽¹³²⁾。

これらは、いずれも、主請求を準備するために情報の提供が求められた事案に関する裁判例であり、権利者による自力での情報入手の期待可能性、ないし、権利者の情報不保有についての帰責性は、容易に認められる傾向にある。ここでは、権利者による自力での情報入手が、強く要請されており、主請求準備のために必要な情報は、原則として権利者が自力で入手すべきであるという規律が、妥当しているものということができる。

（b）他人の事務を処理する法律関係についての判例の立場

他人の事務を処理する法律関係についても、事務の本人に情報取得利益があることが、他人の事務を処理する者に対する情報請求が認められるための要件とされる。例えば、事務の本人が、他人の事務を処理する者から顛末の報告を受けたり、帳簿や書類を所持することによって、必要な情報を既に有している場合について、さらなる情報請求は認められないとの判断を示す裁判例がある⁽¹³³⁾。

これに対して、事務の本人が、必要な情報を有していない場合について、必要な情報を、期待可能な方法で、自ら入手できることを根拠として、他人の事

務を処理する者に対する情報請求を認めないとする裁判例は、みあたらない⁽¹³⁴⁾。

これについては、次のような理由が考えられる。すなわち、既にみたように、他人の事務を処理する法律関係においては、事務処理の当否が、事務の本人の引渡請求権や損害賠償請求権の存否や範囲を基礎づけることから、他人の事務を処理する者は、自己の行為の評価（正当化）をも内容とする顛末報告義務を負うものと理解されている⁽¹³⁵⁾。これを前提とすると、事務の本人の情報取得利益には、事務処理の当否に関する評価を伴った情報を入手する利益も含まれており、これは、事務の本人が、単に、ある事実を知っていること、あるいは、知り得ることによっては満たされないものということができる⁽¹³⁶⁾。また、このような情報は、他人の事務を処理する者から与えられること自体に意義があるとも考えられる。

さらに、他人の事務を処理する法律関係においては、事務の現状を知って希望を述べたり、事務処理を見張って必要な場合には介入したりすること、すなわち、「事務の主」として事務処理をコントロールすることが、事務の本人の本質的な権利であるとされている。そして、他人の事務を処理する者の負う報告義務は、事務の本人がこのような権利を行使・実現することを可能にするという機能をも有するものと考えられている⁽¹³⁷⁾。これを前提とすると、事務の本人は、いつでも、何度も、事務処理の状況について、他人の事務を処理する者から情報を入手する利益を有しており、これは、事務の本人が、かつて情報を与えられたことがあることによっては満たされないものということができる。裁判例においては、銀行から口座残高明細書等の送付を受けた顧客が、それを紛失した場合にも、保有している場合にも、銀行に対して、さらに必要な報告を求めることができるとされており⁽¹³⁸⁾、このような理解に沿う判断が示されている。

以上のように、事務の本人による他人の事務を処理する者に対する情報請求の許否を判断する際には、事務の本人の自力での情報入手の期待可能性は、問題とされていない。従って、（主請求準備のために）必要な情報は、原則として権利者が自力で入手すべきであるという規律は、他人の事務を処理する法律

関係には妥当しないというのが、判例の立場であるということができる。

② 義務者による情報提供の容易性

権利者による義務者に対する情報請求が、信義則に基づいて認められるためには、さらに、義務者が容易に情報を提供できることが要件とされる。

義務者による情報提供の容易性は、情報入手の可否⁽¹³⁹⁾や必要となる費用の多寡⁽¹⁴⁰⁾といった情報提供の事実的な難易だけでなく、営業秘密にかかる情報が求められた場合などに、義務者の秘密保持利益（Geheimhaltungsinteresse）に鑑みて、情報提供が法的に期待可能であるか否かも顧慮して判断されている⁽¹⁴¹⁾。また、古くから、裁判例においては、法定の報告義務・顛末報告義務についても、信義則に従う旨が明らかにされており、個々の事案における情報請求の許否を判断する際には、義務者の一定の秘密保持利益への配慮がなされてきた⁽¹⁴²⁾。そして、いずれについても、具体的な局面における報告義務・顛末報告義務の存否や内容は、信義則に基づいて、両当事者の利益（権利者の情報取得利益と義務者の秘密保持利益）の衡量をとおして明らかにされるというのが、確立した判例の立場となっている⁽¹⁴³⁾。

代表的な裁判例を挙げて、利益衡量の具体例をみてみると、以下のとおりである。

例えば、名誉を毀損する言明を誰に対して行ったかの報告を、被害者が加害者に求めた事案について、これを認めなければ、（差止め、回復、損害賠償）請求権が価値を失ってしまうとして、報告請求を認める裁判例がある⁽¹⁴⁴⁾。ここでは、権利者による一定の請求権（主請求）の行使・実現の可否が、当該情報に依存していることを根拠として、そのような情報を取得する権利者の利益が、提供した情報に基づいて、損害賠償請求や、場合によっては刑事訴追を受ける可能性のある義務者の秘密保持利益に優先するとの判断がなされているものといえる⁽¹⁴⁵⁾。

同様の判断は、他人の事務を処理する法律関係についても示されている。すなわち、例えば、秘匿利益を得た建築家に対して、依頼者が報告を求めた事案

について、報告請求権（BGB666条）は、受任者に対する支払い請求権の有無には依存せず、委任者に必要な洞察力を入手させることに資すると述べた上で、背任等が問題となる場合を除外すると、同条は、とりわけひどい義務違反に対して任務を果たせないことになるとして、これを認める裁判例が存在する⁽¹⁴⁶⁾。ここでは、当該情報が、権利者の事務の本人としての本来的な権利行使のために必要であることに加えて、義務者が、自らの義務違反によって、権利者の情報の必要性を増大させていることが、根拠とされているものと考えられる。

また、義務者による権利者の権利侵害の規模に応じて、報告のために期待可能な費用は大きなものとなり、場合によっては完全な報告も正当化されるとして、著作権による侵害者に対する報告請求を認める裁判例もある⁽¹⁴⁷⁾。ここでは、義務者が、自らの行為によって、権利者の権利を侵害していることが、情報請求の許否判断に際して、義務者にとって（場合によっては、その利益を度外視するほどまでに）不利に顧慮されることが、端的に示されているものといえる⁽¹⁴⁸⁾。

これに対して、義務者による権利侵害行為に基づかない秘密保持利益は、権利者による情報請求を制限する方向で顧慮されている。例えば、権利者と義務者とが競業関係にあり、権利者が義務者の営業秘密に関する情報を入手することによって、競争利益を得ることとなる場合について、義務者に対して、中立的な第三者（守秘義務を負う公認会計士など）への報告を命じる一連の裁判例がある⁽¹⁴⁹⁾。ここでは、権利者が当該情報を入手することによって、権利行使が可能・容易になること以上の利益を得る一方で、営業秘密の開示によって不利益を被ることとなる義務者の秘密保持利益に配慮して、報告義務の内容に制限が加えられているものと考えられる。

以上のように、裁判例において、権利者の情報取得利益として顧慮されているのは、権利の内容は、当事者間の法律関係の性質に応じて異なり得るもの、その権利の行使・実現が、当該情報によって可能・容易になることであり、権利者が、これを超える利益を得ることは、保護されるべき情報取得利益とは考えられていない。また、権利者からの権利行使を回避することは、義務者の保

護されるべき秘密保持利益とは考えられておらず、義務者が、権利侵害行為によって、権利者の情報の必要性を発生・増大させたことは、むしろ、情報請求を積極的に基礎づける方向で顧慮されている。これに対して、義務者の秘密保持利益は、それが権利侵害行為には基づかない場合に限って、情報請求を制限する方向で顧慮されている。そして、このような裁判例の状況は、主請求準備のための報告義務が問題となる局面でも、他人の事務を処理する法律関係における報告義務・顛末報告義務が問題となる局面でも、また、これらが法定のものであるか否かにかかわらず、共通してみられるものということができる。

(5) 小括

以上から明らかになったのは以下の点である。

第一に、ドイツの裁判例においては、権利者によって、義務者に対する請求権の存否や範囲を明らかにすることを目的として、情報の提供が求められた事案について、個別の根拠規定がない場合にも、報告義務・顛末報告義務が認められている。このような報告義務・顛末報告義務の妥当範囲の拡張は、当初は、当事者間に、広い意味での「他人の事務を処理する法律関係」があることを根拠として、後には、「その本質上、権利者は、帰責性なしに自己の権利の存在と範囲とについて知らず、これに対して、義務者は、そのような情報を容易に与えることができるような法律関係」があることをも根拠として行われている。

いずれにおいても、当事者間に、義務者による権利者に対する事後的な情報の提供が、その性質上要請されるような法律関係があることによって、報告義務・顛末報告義務が基礎づけられている。ここでは、BGB成立以前からの学説の主張に沿う考え方方が、主請求準備のために情報の提供が求められた場合について、具体化されているということができる。

第二に、権利者による義務者に対する情報請求が認められるためには、一般に、権利者が必要な情報を有していないことについて帰責性のないこと（権利者による自力での情報入手に期待可能性がないこと）が要件とされている。裁判例においては、主請求準備のために必要な情報は、原則として権利者が自力

で入手すべきであるという規律が、妥当しており、義務者に対する情報請求は、それが期待可能でない場合に限って、例外的に認められる補充的なものとして位置づけられている。これに対して、このような情報請求権の補充性の原則は、他人の事務を処理する法律関係には妥当しないというのが、判例の立場である。

事務の本人による他人の事務を処理する者に対する情報請求の原則的な位置づけは、他人の事務を処理する法律関係の本来的な性質に基づく事務の本人の情報取得利益の特徴によるものであると考えられる。ここでは、当事者間の法律関係の性質が、報告義務・顛末報告義務の具体的な存否判断の規律にも、反映されているものということができる。

第三に、裁判例において、具体的な局面における報告義務・顛末報告義務の存否や内容は、権利者の情報取得利益と義務者の秘密保持利益との衡量をとおして、明らかにされている。ここでは、権利者にとって一定の権利の行使が可能・容易になることが、保護されるべき情報取得利益と考えられているのに対して、義務者が、権利者からの権利行使を回避することは、保護されるべき秘密保持利益とは考えられていない。また、義務者が、権利侵害行為によって、権利者の情報の必要性を発生・増大させたことは、情報請求を積極的に基礎づける方向で顧慮されている。これに対して、義務者の秘密保持利益としては、権利侵害行為に基づかないものが、報告義務の内容に制限を加えるという限定的なかたちで顧慮されるにとどまっている。

両当事者の利益状況を、権利者に情報の必要性を生じさせた経緯にまで遡って勘案した上で、権利者が、一定の権利を有しながらも、(帰責性なく)必要な情報を有していないことから、それを行使・実現することができない場合には、原則として(義務者の保護されるべき秘密保持利益と抵触しない限りで)、義務者に対する情報請求を認めるべきであるというのが、判例の立場であると考えができる。また、このことの裏を返せば、限定的な場合ではあるものの、義務者の秘密保持利益が優先されるべきときには、個別の明文規定に基づく報告義務・顛末報告義務についても、その存在・内容が制限されることとなり、この意味でも、報告義務・顛末報告義務は、実質的な考慮によって基礎

づけられているということができる。

さらに、裁判例において、一定の請求権（主請求）の発生を基礎づける事実があることによって、当事者間の法律関係が構成される場合についても、報告義務が認められるに至っているが、そこでは、義務者が、権利侵害行為によって主請求を発生させ、それについての権利者の情報の必要性を発生・増大させているという事情があり、そのことが、報告義務を積極的に基礎づける方向で顧慮されている可能性のあることを指摘することができる。

- (121) このような理解を示す裁判例としては、LG Braunschweig Beschl. v. 4. 3. 1953 (NdsRpfl1953, 164 [扶養権利者の扶養請求権の範囲についての不知は、扶養法律関係の本質から生じるものではなく、単なる個人的な事情に基づくものであるとして、扶養権利者の扶養義務者に対する収入・財産状態に関する報告請求を否定]) が挙げられる。もっとも、ここでは、扶養関係は、その本質上、扶養権利者の不知を作わないとの理解が基礎とされている可能性があり、そうであれば、とりあげられる文脈とは、ニュアンスが異なることになる。なお、その後、1976年6月14日の「婚姻法と家族法の改正のための法律」によって、扶養請求権あるいは扶養義務を確定するために必要な限りで、直系血族に相互の報告義務を課す規定が新設された (BGB1605条)。
- (122) 例えば、Alexander Lüderitz, Ausforschungsverbot und Auskunftsanspruch bei Verfolgung privater Rechte, 1966, S.33f. は、「本質」という文言は、誤解を招くとした上で、ここでは、特定の類型の法律関係における特色ではなく、具体的な法律関係における特色が問題となっているのであると述べる。
- (123) 例えば、Stürner, a. a. O.(Anm.76), S336ff., S.339は、訴訟準備的情報請求権は、権利者の自力での情報入手の不能を要件とすると述べ、他人の事務を処理する者に対する顎末報告請求権 (BGB666条とその準用規定等) を除いて、法定の情報請求権も同様である旨の見解を示す。
- (124) BGH Urt. v. 24. 6. 1971 (WM1971, 1196) は、顎末報告義務を負う者が、既に、それを履行している場合には、権利者は、さらに、顎末報告を求めるることはできず、権利者が、手元にある書類から情報を得ることができる場合には、顎末報告請求権

の前提となる保護に値する利益がないとする。同様の趣旨の見解を示す裁判例として、RG Urt. v. 1. 11. 1911 (WarnR1912, Nr.14 [売主は、買主からの（計算）報告がなくても、返還請求の対象である使用利益を申し立て得る場合には、報告について十分な法的利益を欠くとして、買主に対する（計算）報告請求を否定]); RG Urt. v. 7. 4. 1919 (LZ1919, Nr.17 [相続人が、相続財産の現状や帰趨について知っていることを理由として、BGB2027条に基づく相続財産の占有者に対する報告請求を否定])がある。

- (125) 例えば、「権利者は、必要な情報を、期待可能な方法で、自ら入手できないのでなければならない」と述べるBGH Urt. v. 27. 6. 1973, a. a. O.(Anm.120), 及び、「少なくとも、権利者が、自己の不知を取り除くために、他の、より近く簡単な、容易に期待可能な方法を有している場合には、報告請求権は問題とならない」とするBGH Urt. v. 18. 1. 1978 (前掲・裁判例【15】) を参照。
- (126) 例えば、Stürner, a. a. O.(Anm.76), S.336, S.339を参照。なお、さらに、権利者が複数の情報請求権を有している場合に、いずれを行使すべきかが問題となり、法定の情報請求権を優先的に用いるべきであるというのが確立した判例の立場である (BGH Urt. v. 15. 3. 1972, a. a. O.(Anm.120)[後順位相続人が、先順位相続人に對して、BGB2130条2項に基づいて必要な情報を容易に請求できる場合には、先順位相続人からの受贈者に対する報告請求権は発生しないとしつつ、先順位相続人死亡後の事案であることから報告請求を肯定]; BGH Urt. v. 7. 5. 1980, a. a. O.(Anm.101)[債権の譲受人が、BGB402条に基づいて譲渡人に報告を求めていないことから、譲受人の不知には帰責性があるとして、当該債権の取り立てを開始した銀行に対する報告請求を否定])。
- (127) BGH Urt. v. 24. 6. 1971, a. a. O.(Anm.124)を参照。
- (128) BGH Urt. v. 15./16. 6. 1970 (WM1970, 1116[地上権つき建物の買主が、売主である住宅建設業者に対して、最終価格の算出に関する報告・顛末報告を求めたところ、売主の業務執行者に対して捜査手続が開始された結果、売主の資料は、検察官に提出されており、そこから買主の閲覧に供されたという事案について、情報の必要性が、報告義務の履行によってなされるのと同程度に、他の方法によって満たされる場合には、報告請求権は制限を受けるとして、報告請求を認めた原審判決を

破棄】)。

- (129) BAG Urt. v. 15. 6. 1972 (AP Nr.14 zu § 242BGB (Auskunftspflicht) [度重なる給与改定を受けた労働者が、給料や手当に変更のあった月に、使用者が、その項目ごとに分類された計算報告書を交付する義務を負うことの確認を求めた事案について、関連する法規や賃金規程について、自ら知識を得ることは、あらゆる労働者に期待可能であり、二十世紀のドイツの労働者は、原則として、自ら、自己の社会的利益を保護するために必要な法的知識を得るよう努めたり、第三者、すなわち、(労働)組合の助力を得て、それを入手可能にしなければならないとして、使用者の報告義務を否定])。
- (130) LAG Baden-Württemberg Urt. v. 22. 1. 1959 (AP Nr.1 zu § 260BGB[退職後、競業避止義務を負う者(被告)に対して、かつての使用者(原告)が、その者の現在の使用者の氏名等について報告を求めたという事案について、原告は、被告からしか情報を得られないのではなく、興信所に依頼することができるし、そのための費用負担は期待可能なものと思われるとして、被告の報告義務を否定])。
- (131) 権利者が、他の情報源を尽くしたにもかかわらず、十分な情報を得られなかった場合について、義務者に対する情報請求を認める裁判例 (OLG Frankfurt Urt. v. 28. 6. 1985 (ZIP1986, 104, 105[破産債権者が、債権者集会に出席して得た情報では、履行請求権を見積もるには明らかに不十分であることを理由として、破産管財人に対する報告請求を肯定]))はあるものの、以上でみてきたように、他の情報源があるにもかかわらず、権利者が、未だ、それを用いていない場合には、そこからの情報収集の期待可能性は、情報入手の難易や確実性を問題とすることなく、広く認められる傾向にある(他の情報源の存在を指摘しつつ、それを用いることは期待可能ではないとして、情報請求を認めた裁判例は、みあたらない)。
- (132) RG Urt. v. 1. 11. 1934 (JW1935, 506[別産制をとる夫婦の離婚後、元妻が、元夫に対して、婚姻中に行ったとする贈与の正確な額に関する報告を求めた事案について、元妻は、贈与について、自分自身で書き留めるか、あるいは、財産管理を委託した者に書き留めさせ得る立場にあったことから、贈与についての不知は、帰責性なしとはいえないとして、これを否定]); BGH Urt. v. 22. 10. 1958 (WM1959, 206, 208[地上建物が完全に倒壊していることを前提に土地の譲渡がなされたが、

実は部分的に残っており、それが再建の際に利用されたとして、譲渡人が譲受人に対して、瓦礫の除去前と再建前の建物の状況の報告を求めたという事案について、譲渡人は、その当時、自ら実見によって情報を入手できたとして、これを否定]; いざれにおいても、情報入手が可能であった時点での、権利者の情報の必要性についての認識は、問題とされておらず、補充性の原則は、厳格に貫かれているということができる。

(133) RG Urt. v. 9. 2. 1915 (Recht1915, Nr.835[事実関係の詳細は不明。被告（受任者、有償事務処理者、支配人、商事代理人、業務執行組合員、管財人のいずれかであり、いざれであっても同様であるとされた）は、正確な帳簿の作成によって（顛末）報告義務を履行しており、それによって、あらゆる必要性が満たされる場合には、被告に計算報告を求ることはできないと判示]); BGH Urt. v. 24. 6. 1971, a. a. O.(Anm.124).

(134) さらに、近時、受任者の報告義務は、委任者が、必要な情報を、期待可能な方法で、自ら入手できるかどうかにかかわらず存在するとの見解を明示する裁判例が、現れるに至っている (BGH Urt. v. 18. 6. 1998 (NJW1998, 2969, 2970))。もっとも、ここでは、受任者の報告義務が、法定 (BGB666条) の義務であることが指摘されるにとどまり、実質的な根拠は示されていない。

(135) Ⅲ1.(2)⑤を参照。

(136) 例えば、Winkler von Mohrenfels, a. a. O.(Anm.93), S.118は、事務処理、及び、その結果に関する情報は、原則として、事務処理者が、自己の行為について責任を免れることを意図するという意味で、事務処理を正当化する言明（「弁明 (Rechtfertigungserklärung)」）をも意味するとした上で、権利者（事務の本人）の自力での情報取得の可能性は、義務者（事務処理者）の弁明の埋め合わせにはなり得ないとする。また、Stürner, a. a. O.(Anm.76), S.339は、自力での（情報取得の）可能性を顧慮せず情報請求が認められる場合として、他人の事務を処理する者の顛末報告義務を挙げ、同様の趣旨の見解を示す。

(137) Ⅲ1.(2)⑤を参照。

(138) BGH Urt. v. 4. 7. 1985 (NJW1985, 2699, 2700[銀行から当座勘定口座と貸付口座に関する残高通知等について、顧客が、それを入手していない、あるいは、紛失

したと主張しているにすぎない場合にも、銀行は、可能である限り、信義則に基づいて、それを再送する義務を負うし、たとえ、顧客が全ての口座残高明細書等を保有している場合でも、個々の記帳の意味や計算が明らかでないときには、BGB666条に基づいて、銀行に対して、さらに、補充的な報告を求めることができるとの見解を示す]. 同一事件についての第二次上告審判決においても、同様の見解が維持されている (BGH Urt. v. 14. 4. 1988 (NJW-RR1988, 1072, 1073)).

- (139) BGH Urt. v. 4. 6. 1981 (BGHZ81, 21, 25=NJW1981, 2000[健康保険医協会が、会員である専門医から求められた報告をするために必要な診断書を、その占有者(任意健康保険金庫等)から返還してもらえる立場にある場合には、報告の期待可能性が認められるとの見解を示す]).
- (140) BGH Urt. v. 11. 5. 2000 (NJW2000, 3777, 3779f.[破産管財人が、自らは関与していない破産者の営業の経緯について、是認できる時間の消費や作業コストによつては報告できない場合には、報告権利者に対して、取引資料に目を通すことによつて、必要な情報を自力で入手するよう求めることができるとして、報告請求を否定]).
- (141) 例えば、Winkler von Mohrenfels, a. a. O.(Anm.93), S.97ff.は、義務者の秘密保持利益が問題となる場合として、(i)求められている情報が、私の秘密領域(個人領域:Individualsphäre, 私的領域:Privatsphäre, プライバシー:Intimsphäre)にかかわる場合、(ii)提供した情報に基づいて、義務者(または、第三者)が刑事訴追を受ける可能性がある場合、(iii)求められている情報が、営業上の秘密(企業秘密:Betriebsgeheimnis, 事業秘密:Geschäftsgeheimnis)領域にかかわる場合を挙げ、さらに、(iv)義務者が第三者に対して守秘義務を負う場合についても言及する。(ii)に関する裁判例としては、BGH Urt. v. 30. 4. 1964 (BGHZ41, 318=NJW 1964, 1469); BGH Urt. v. 4. 7. 1975 (NJW1976, 193)などが、(iii)に関する裁判例としては、BGH Urt. v. 28. 10. 1953 (BGHZ10, 385=NJW1954, 70); BGH Urt. v. 2. 4. 1957 (BB1957, 490)などがある(いずれについても、詳細は後述)。なお、(i)から(iv)は、民事訴訟法上、証人が証言拒絶権を有するとされている場合に、概ね対応する(ZPO383条, 384条。我が国の民事訴訟法196条, 197条も参照)。また、一般に、当事者は証言義務を負わない(それゆえ、証言拒絶権も有しない)とされている(Stein/Jonas Kommentar zur Zivilprozeßordnung, 21.Aufl., 1999, § 446

Rn.1[Dieter Leipold]; Rosenberg/Schwab/Gottwald, *Zivilprozeßrecht*, 15.Aufl., 1993, § 124 I 4.) が、当事者尋問を拒む場合には、一定の不利益を受ける可能性がある (ZPO446条, 453条, 454条。我が国の民事訴訟法208条も参照) ことから、拒絶の当否を判断する際には、これらの場合を含む秘密保持利益が顧慮されることとなろう。さらに、主張の局面も含めて事案解明義務を強調するならば、義務の要件として、あるいは、義務解除の際の判断要素として、義務者の秘密保持利益への配慮が、より重要な位置を占めるものと思われるが、これは、実体法上の情報請求権（情報提供義務）と訴訟法上の事案解明義務との関係にもかかわり、さらに検討を要する問題である。

- (142) 例えば、RG Urt. v. 12. 2. 1930 (RGZ127, 243, 245) は、先願特許の専用実施権者（原告）に対する、強制実施権被許諾者（被告）の (BGB666条, 681条の類推適用、及び、259条によって基礎づけられる) 計算報告義務について、BGB259条1項に基づく報告義務は、242条の一般原則に従うとした上で、たとえ他の状況下では正当化されると思われる場合であっても、当該事案において信義誠実に反する場合には、被告は請求に応じる必要はないとの見解を示し、原告が競争目的で情報を求めている本件においては、被告は計算報告義務を負わないとした。
- (143) 例えば、「個々の事案における報告義務の態様や範囲は、信義誠実によって示される基準に基づいて、両当事者の利益を衡量した上で、確定されなければならない」と述べるBGH Urt. v. 4. 7. 1975, a. a. O.(Anm.141), 及び、「BGB242条の一般規定に依拠する計算報告義務や報告義務の範囲は、常に、個々の事案における特別の事情を顧慮して、両当事者の利益の衡平な顧慮に基づいて確定されなければならない」とするBGH Urt. v. 7. 12. 1979 (DB1980, 682) を参照。
- (144) RG Urt. v. 6. 4. 1932 (RGZ140, 403, 404 [弁護士（被告）の名譽を毀損する宣言を弁護士会の理事宛に行った原告が、損害賠償請求権不存在確認の訴えを提起したのに対して、被告が反訴を提起し、同請求権の存在確認や損害賠償・慰謝料請求と並んで、同様の宣言を他の誰に対して行ったかについての報告を求めた事案について、これを認めなければ、差止め、回復、損害賠償の各請求権が、事实上、無価値となり、保護されないこととなるとした原審裁判所の見解を支持し、報告請求を肯定]).

- (145) 例えば、Stürner, a. a. O.(Anm.76), S.366は、名誉を毀損する発言の撤回（回復）請求は、その発言の相手方を知らなければ行うことができない一方で、義務者は、相手方を明らかにするたびに、新たな犯罪行為を公表することになることから、権利者から権利実現の可能性を奪うか、あるいは、義務者に自己負罪 (Selbstbeziehtigung) を求めるかの選択をすることになるとした上で、このような場合には、義務者は報告をしなければならないと述べて、これを支持する。同様の判断を示す裁判例として、妨害排除請求権者に対する侵害者による侵害の範囲についての報告義務を肯定するRG Urt. v. 19. 11. 1938 (RGZ158, 377, 379f.), 及び、虚偽の事実を摘示して信用を毀損した者による被害者に対する、風説の流布先についての報告義務を肯定するBGH Urt. v. 6. 2. 1962 (NJW1962, 731) などがある。これに対して、入札の広告者（原告）が、入札情報の提供者（被告）に対して、入札資料の漏洩源についての報告を求めた事案について、両当事者の利益衡量、及び、場合によっては秘密漏洩の嫌疑に晒される者の利益との衡量に基づいて、報告請求を否定するBGH Urt. v. 4. 7. 1975, a. a. O.(Anm.141)があるが、ここでも、原告が、当該情報に完全に依存していることを示しておらず、それによって（損害賠償請求や妨害排除請求を準備するのではなく）秘密保持のために必要な措置、あるいは、措置の要否を判断しようとしているにすぎないことが根拠とされており、同様の見解が前提とされているものといえる。
- (146) BGH Urt. v. 30. 4. 1964, a. a. O.(Anm.141)[建築家（被告）から委託を受けた建築関係業者が、依頼者（原告）に対して費用を割り増しして請求し、支払われた割り増し料分を被告の関連会社に支払ったという事案について、「BGB666条に基づく委任者の報告請求権は、受任者が自己の義務に違反した場合に特に重要である。このような事案の多くにおいて、故意の誠実違反による受任者の利得」「刑法263条（詐欺）、266条（背任）の可罰的行為が問題となる。このような事案を報告義務から除外するならば、BGB666条は、とりわけひどい違反に際して、自己の任務を果たせないことになる。従って、本件ではZPO384条2項（証言拒絶権）の類推適用は認められない」として、原告の被告に対する報告請求を肯定]。同様の趣旨の見解を示す裁判例として、BGH Urt. v. 30. 11. 1989 (BGHZ109, 260=NJW1990, 510)[訴外株式会社の破産手続開始後に、元弁護士（被告）等に対して検察の捜査が行

われ、管財人（原告）が、押収資料の引き渡し、書類の閲覧・複写等を求めた事案について、被告が、情報開示によって刑事責任を問われ得る行為を自白しなければならない危険に晒されることは重要でなく、自己への損害賠償請求を防止する弁護士の利益に対して委任者の保護が優先されると述べて、情報請求を否定する原審判決を破棄]がある。

- (147) BGH Urt. v. 13. 6. 1985 (前掲・裁判例【13】). これは、同一の原告 (GEMA) による別の著作権侵害者に対する報告請求についてのBGH Urt. v. 5. 6. 1985 (BGHZ95, 274, 281=NJW1986, 1244) の見解を引用するものである。
- (148) 例えば、Stürner, a. a. O.(Anm.76), S.365f.は、それが新たに加わった民事不法 (civilrechtliches Unrecht) によって得られるならば、自己負罪からの保護は、認められないと述べて、同様の趣旨の見解を示す。
- (149) 端緒となる裁判例として、OLG Dresden Urt. v. 9. 3. 1916 (SeuffA72, Nr.17 [報告請求権は、権利者が、与えられた情報の正確さを追試するための手段（帳簿や書類など）を得る権利も含むとした上で、権利者と義務者とが競業関係にある場合について、義務者は、帳簿や書類を、権利者にではなく中立的な信頼に足る第三者（裁判所によって選任された専門家）に対して交付すべきであると判示]) を挙げることができる。同様の見解を示す裁判例としては、例えば、BGH Urt. v. 28. 10. 1953, a. a. O.(Anm.141)[原告に対して石灰岩の売却益の一定割合を支払う義務を負う被告に対して、原告が、計算報告等を求めたのに対して、当事者が競業関係にある本件事案においては、中立的な第三者への資料の交付というかたちで計算報告の方法に制限を課す必要性があるか否か等について、さらに検討を要するとして、原告の請求を全部認容した原審判決を破棄]; BGH Urt. v. 2. 4. 1957, a. a. O.(Anm. 141)[特許権侵害者に対して、権利者が、計算報告を求めた事案について、侵害者は、権利者と競業関係に立つ限りで、計算を追試可能とする聲明を、権利者ではなく、信頼のおける者（例えば、守秘義務を負う公認会計士）に行うことができるとして、その限りで計算報告義務を肯定]などがある。

IV ドイツ法のまとめと日本法への手がかり

ドイツにおいては、既に、BGB成立以前から、権利者が自己の権利に関する情報を十分に有していないために、それを行使・実現することが不可能・困難であり、義務者のみがそれに関して正確な情報を与え得ることを本質とする法律関係においては、義務者による権利者に対する（事後的な）情報の提供を広く義務づけるべきであるとの主張がなされていた。このような見解は、一定程度BGBの規定状況に反映されており、BGB成立後の学説によって承継されており、さらに、裁判例において具体化されている。そこでは、個別の根拠規定がない場合についても、当事者間に、義務者による権利者に対する事後的な情報の提供が、その性質上要請されるような法律関係があることによって、報告義務・顛末報告義務が基礎づけられている。

我が国においても、権利者が必要な情報を有していないために、自己の権利行使・実現することが不可能・困難である場合が広く問題とされており、個別規定に基づく報告義務・顛末報告義務だけでは不十分である点で、共通する状況にある^[150]。このような問題状況に対処するために、日本法においても、個別の根拠規定の存否ではなく、実質的な考慮によって、報告義務・顛末報告義務を基礎づけていくべきである。そして、その際に、権利者は、自己の権利行使・実現するために事後的な情報を必要としているにもかかわらず、それを有していない一方で、義務者は、そのような情報を有しているという状況にあることの基礎となる当事者間の法律関係の性質に、手がかりを求めるのが妥当であると考える。

ドイツ法においては、事務の本人の利益擁護を要素とする他人の事務を処理する法律関係が、義務者による権利者に対する情報提供の本来的に要請される法律関係として位置づけられている。他人の事務を処理する法律関係においては、事務の本人自身は、事務処理を行っていないことから、必要な情報を有していないのに対して、他人の事務を処理する者は、自らが行った事務処理に関する情報を有しているという状況にある。このような状況の下で、「事務の主」

として利益を擁護されるべき本人が、他人の事務を処理する者に対する請求権行使の準備（主請求準備）をしたり、事務処理をコントロールすることを可能にするために、他人の事務を処理する者の事務の本人に対する、事務処理の評価（事務処理の正当性についての情報）をも内容とする事後的情報提供義務（報告義務・顛末報告義務）が基礎づけられている。

その一方で、主請求準備のための情報の提供が問題となった裁判例においては、当事者間に「その本質上、権利者は、帰責性なしに自己の権利の存在と範囲とについて知らず、これに対して、義務者は、そのような情報を容易に与えることができるような法律関係」があることによって、義務者の権利者に対する事後的情報提供義務が基礎づけられている。そこでは、主請求準備のために必要な情報は、原則として権利者が自力で入手すべきであるという規律が妥当しているものの、情報を有していないことについて権利者に帰責性がない限りで、主請求の発生を基礎づける事実があることによって当事者間の法律関係が構成される場合にも、義務者に対する情報請求が認められるに至っている。

我が国でも、委任契約をはじめとする他人の事務を処理する法律関係においては、利益を図られるべき事務の本人は、必要な情報を有していないのに対して、他人の事務を処理する者は、それを有しているという状況にあり、共通する事情が認められる。従って、日本法においても、他人の事務を処理する者による事務の本人に対する事後的情報提供義務は、このような当事者間の法律関係の性質上、本来的に要請されるものとして基礎づけることができると考えられる。

さらに、我が国においても、義務者による権利者に対する情報提供を義務づけることによって、権利者の義務者に対する一定の請求権（主請求）の行使・実現を可能・容易にする必要性は、当事者間の法律関係が、主請求の存在とは無関係に認められる場合であるか否かには、かかわらないものであるといえるのではなかろうか。また、義務者によって権利者の権利を侵害する行為がなされた場合には、義務者による権利者に対する情報提供の要請は、とりわけ大きなものになると考えられる⁽¹⁵¹⁾。従って、日本法においても、主請求の発生を

基礎づける事実（例えば、不法行為など）があることによって、当事者間の法律関係が構成される場合についても、事後的情報提供義務を認める方向で、検討していくべきではなかろうか。

このような方向で検討を進める際に、さらに、以下の点が問題となると考えられる。すなわち、まず、我が国においても、主請求準備のための情報は、原則として権利者が自力で入手すべきであるといえることから、義務者に対する情報請求が認められるための要件が問題となる。他方で、義務者の秘密保持利益の保護も問題となる。そこで、具体的な局面における事後的情報提供義務の存否（ないし、情報請求の許否）判断に際して、考慮されるべき要素と妥当すべき規律とを明らかにすることが必要となる。また、これとも関連して、事後的な情報の請求方法（情報請求権の実行手続）が問題となる。これについては、情報の提供を求める独立の訴訟を提起する方法の他に、（主請求についての）訴訟前の満足的仮処分といった方法が主張されているが⁽¹⁵²⁾、手続としての重さや手続保障の厚さといった種々の観点からの検討をふまえて、制度設計を行う必要性のあることが指摘されており⁽¹⁵³⁾、なお議論を要する問題であるということができる。さらに、実行手続の中で、提供される情報の真実性を担保するための方策を立てることも必要と考えられる。

以上のような検討をとおして明らかにされる主請求準備に資する事後的情報提供義務に対して、他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務については、以下の点を指摘することができる。すなわち、まず、我が国においても、他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務は、事務の本人が、他人の事務を処理する者の責任の存否を判断することや⁽¹⁵⁴⁾、事務処理に事務の本人の意向が反映されることに資するものであり⁽¹⁵⁵⁾、単なる事実の報告には限られず、事務処理の正当性についての情報をも内容とするものであると理解されている⁽¹⁵⁶⁾。事務の本人は、このような情報を、他人の事務を処理する者から与えられること自体に利益を有しているものと考えられることから、他人の事務を処理する法律関係については、事務の本人による他人の事務を処理する者に対する情報請求権を原則的なものとして位置づけた上で、さらに、他人の事務を処理する

者の保護されるべき秘密保持利益を明らかにするという方向で、検討を進めるべきであろう。また、他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務は、このように、主請求準備には限られない機能を有するものであることから、情報請求権の実行手続について論じる際には、主請求とは独立した情報請求であり得ることや、事務の本人の事務処理への意向反映の前提として、適時情報提供が要請されることに配慮した上で、制度設計を行う必要性があると考えられる。さらに、このような事務の本人の情報請求権に対応する他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務（報告義務・顛末報告義務）と、自発的な情報提供義務（通知義務）や、将来のリスクについての事前の情報提供義務が、連続的なもの（場合によっては不可分のもの）として現れる場合（例えば、金融商品の販売者・管理運用者と投資家の関係や、医師と患者の関係など）において、これらの関係をどのように理解すべきであるのかが問題となろう。

このような問題点も含めて、さらに研究を進めていくこととする。

(150) 例えば、春日・前掲注(13)71頁以下、101頁以下は、このような日本法における問題状況を指摘した上で、（実体法上の）情報請求権の効果が期待される場合として、医療過誤訴訟、知的財産権侵害の差止訴訟・損害賠償訴訟、製造物責任訴訟などを挙げる。ところが、医師による患者に対する（診療記録の開示を含む）診療情報の提供については、その法的義務を認め、これを法制化するべきであるとの主張がなされてはいるものの（カルテ等の診療情報の活用に関する検討会・前掲注(12)72頁以下）、現段階では実現をみていない。また、知的財産の権利者に対する情報提供については、「特許法等の一部を改正する法律」（平成11年法律41号）によって文書提出命令の拡充は図られたものの（例えば、特許法105条1項は、提出対象書類として、「損害の計算をするため必要な書類」に加えて、「侵害行為について立証するため」「必要な書類」を規定する）、実体法上の情報請求権が明文化されるには至っていない。さらに、製造物責任の被害者に対する情報提供については、製造物責任法の立法提案において、製造物の安全性に関する情報を所持する者による情報開示を義務づける条文案が示されたものの（日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」

（1991年）第6条1項（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任法の論点』（商事法務研究会・1991）145頁所収），採用されなかったという経緯がある。

(151) 例えば、東京高判昭和61年8月28日・前掲注(11)85頁は、患者による医師に対する診療録閲覧請求権を、一般論としては否定しながらも、「医療事故等の発生が前提とされたり」「するなど、診療録閲覧の具体的必要性があると考えられるような事情の存する場合において」「何らかの異なる立論をする可能性がある」との見解を示す。

(152) 例えば、春日・前掲注(13)103頁以下。

(153) 畑瑞穂「模索的証明・事案解明義務論」鈴木正裕古稀『民事訴訟法の史的展開』（有斐閣・2002）636頁以下。

(154) 東京地判昭和30年4月11日・前掲注(2)参照。

(155) 東京地判昭和54年5月30日・前掲注(1)参照。

(156) 東京高判昭和54年11月8日判タ407号89頁は、「民法六四五条の趣旨に鑑みると、受任者が委任事務処理のための費用の前払いを受けているときは、みずから受任事務処理のために支出した金額につきその使途及び支出の正当性を主張立証しない限り、受領した金員の返還を拒むことができないと解するのが相当である」との見解を示した上で、これら各点につき主張立証しなかった受任者に対する委任者の前払い費用の残高の返還請求を認めた。ここでは、（主張）立証責任の規律をとおしてではあるが、受任者が委任者に対して、自己の行為の正当性についての情報をも提供する義務を負うとの考え方が、示されているものということができる。なお、受任者が委任事務を処理するに当たって受け取った金員の取得の正当性について、同様の趣旨の見解を示した裁判例として、東京地判平成元年12月25日判時1361号72頁がある。

[後記] 本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成による
研究の成果である。